別紙様式第9号

　　　　第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　様

公立大学法人旭川市立大学理事長

保有個人情報の訂正等決定に係る通知書

　　　　　　　　　　　　から　　　　年　 月　 日付けで訂正決定等に係る意見書の提出があった保有個人情報については、次のとおり決定したので、旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例第14条第2項（第15条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定の区分 | □訂正決定　　□利用停止決定 |
| 訂正又は利用停止  請求に係る保有  個人情報の名称等 |  |
| 訂正又は利用停止  することした理由 |  |
| 訂正又は利用停止  決定をした日 | 年　　月　　日 |
| 訂正又は利用停止  を実施する日 | 年　　月　　日 |

　（教示）

１　この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に公立大学法人旭川市立大学に対して審査請求をすることができます。ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６月以内に，公立大学法人旭川市立大学を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても，この処分の日（審査請求をしたときは，当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 担　当　課 | 公立大学法人旭川市立大学　総務課　　　　　　電話0166-48-3121 |